答 弁 第 二 三 号平成十九年八月十五日受領

内閣衆質一六七第二三号

平成十九年八月十五日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆 議 院 議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員平野博文君提出本年度新司法試験に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員平野博文君提出本年度新司法試験に関する質問に対する答弁書

一の1について

に関し、 いては、 う要請していた受験指導を行うなど、司法試験考査委員として不適正な行為が判明したことから、平成十 委員として任命しないこととしたところである。また、このような司法試験考査委員による受験指導につ 九年六月二十九日付けで司法試験考査委員を解任するとともに、今後、司法試験考査委員・予備試験考査 植村栄治元司法試験考査委員(以下「植村元考査委員」という。)については、 今後とも、 平成十九年新司法試験について特段の措置をとらないとしたとしても、 その再発防止に努めることとしている。 したがって、 植村元考査委員の不適正な行為 御指摘のように 従前から差し控えるよ 「誤った

の2について

メッセージを与えるもの」ではないと考えている。

を与えたとは言い難いと認められることを踏まえ、 植村元考査委員の行為が平成十九年新司法試験の論文式試験の答案作成に反映できるような有利な情報 司法試験委員会において、採点結果が判明していない

現段階においても、 再試験等特段の措置を講じる必要はないとされたものである。

一の3について

えている。もっとも、 ような不適正な行為の再発防止の方策を検討しているところであり、その検討状況を踏まえつつ、 た司法試験について特段の措置をとる必要があるか否かは、 植村元考査委員の行為は、 司法試験の公正さに対する信頼を損ねることのないよう、植村元考査委員が行った 司法試験の公正さに疑念を抱かせかねない不適正なものであるが、 行為の当否とは別に判断されるべきものと考 実施され

一の1について

措置を講じてまいりたい。

等も含め、 象期間に在籍した新司法試験考査委員である教員を含む全教員について、 文部科学省が実施している 当該教員が指導したすべての答案練習会等を対象として調査している。 「法科大学院における答案練習会等の実態調査」においては、 学生等からの要請による勉強会 一定の 調査対

一の2について

会 平成十九年六月二十九日付けで、すべての司法試験考査委員に対し、 答案練習会等の受験指導をしたことがないかという点について、 報告を求めたものである。 司法試験考査委員の任期中、 勉強

二の3について

御指摘の「学生に対し本試験問題と類似する事案・論点・判例等に触れる機会を与えた「おそれ」があ

るとしているもの」が、いかなるものを指すのか明らかではないが、法務省及び文部科学省が把握する限

り、試験問題の事前漏えいに当たる行為は、認められない。